



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 17 日 (月曜日) 号外 第 8 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

条 例

○特定目的基金の終期を設定することに伴う関係 条例の整備に関する条例…………… (財政課) 2	○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動 車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関 する条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 4
○宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 4	○宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営 の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (こども政策課) 5
	○建築基準法施行条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 6

本号で公布された条例のあらまし

◎ 特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第 1 号)

1 改正の理由及び主な内容

基金設置目的の達成見込み等を踏まえ、関係する特定目的基金に終期を設定するため、関係条例の整備を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (条例第 2 号)

1 改正の理由及び主な内容

本年度の検証結果を踏まえ、現行の条例を継続し、令和11年度に更に社会経済情勢の推移等を勘案した検証を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 3 号)

1 改正の理由及び主な内容

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 4 号)

1 改正の理由及び主な内容

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (条例第 5 号)

1 改正の理由及び主な内容

準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係について、都市計画区域内と同様の制限を附加するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 1 号

特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例

（宮崎県環境保全基金条例の一部改正）

第 1 条 宮崎県環境保全基金条例（平成 2 年宮崎県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
[略]	(施行期日)
	1 [略]
	(この条例の失効)
	2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（宮崎県市町村21世紀基金条例の一部改正）

第 2 条 宮崎県市町村21世紀基金条例（平成 2 年宮崎県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
[略]	(施行期日)
	1 [略]
	(この条例の失効)
	2 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

（宮崎県森林整備地域活動支援基金条例の一部改正）

第 3 条 宮崎県森林整備地域活動支援基金条例（平成 14 年宮崎県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
[略]	(施行期日)
	1 [略]
	(この条例の失効)
	2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（宮崎県安心こども基金条例の一部改正）

第 4 条 宮崎県安心こども基金条例（平成 21 年宮崎県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	(施行期日)
2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。	1 [略]
	(この条例の失効)
	2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

（宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例の一部改正）

第 5 条 宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例（平成 23 年宮崎県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
[略]	(施行期日)
	1 [略]
	(この条例の失効)

2 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(宮崎県市町村間連携支援基金条例の一部改正)

第6条 宮崎県市町村間連携支援基金条例(平成23年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 [略]	附 則 (<u>施行期日</u>) 1 [略] (<u>この条例の失効</u>) 2 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(みやざき芸術文化振興基金条例の一部改正)

第7条 みやざき芸術文化振興基金条例(平成24年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略]	附 則 1・2 [略] (<u>この条例の失効</u>) 3 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(宮崎県スポーツ推進基金条例の一部改正)

第8条 宮崎県スポーツ推進基金条例(平成24年宮崎県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 [略]	附 則 (<u>施行期日</u>) 1 [略] (<u>この条例の失効</u>) 2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(宮崎県大規模災害対策基金条例の一部改正)

第9条 宮崎県大規模災害対策基金条例(平成25年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 [略]	附 則 1～3 [略] (<u>この条例の失効</u>) 4 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(みやざき産業人財確保支援基金条例の一部改正)

第10条 みやざき産業人財確保支援基金条例(平成29年宮崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 [略]	附 則 (<u>施行期日</u>) 1 [略] (<u>この条例の失効</u>) 2 この条例は、令和17年3月31日限り、その効力を失う。

(宮崎県退職手当基金条例の一部改正)

第11条 宮崎県退職手当基金条例(令和5年宮崎県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 [略]	附 則 (<u>施行期日</u>) 1 [略] (<u>この条例の失効</u>) 2 この条例は、令和16年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 2 号

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
7 知事は、 <u>令和6年度</u> を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	7 知事は、 <u>令和11年度</u> を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 3 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和27年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の <u>徴収の特例</u> に関する条例 (目的)	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例 (目的)
第 1 条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第 119号。以下「特例法」という。） <u>第 4 条第 1 項の規定に基づき、自動車税の種別割（以下「種別割」という。）の徴収について宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の特例を設けることを目的とする。</u>	第 1 条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第 119号。以下「特例法」という。） <u>の規定に基づき、自動車税の種別割（以下「種別割」という。）の税率及び徴収方法等について宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</u> <u>（種別割の税率）</u> 第 1 条の 2 <u>特例法第 2 条第 4 項から第 6 項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車及び特例法第 4 条第 7 項に規定する合衆国軍隊の所有する自動車のうち専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもの（以下「合衆国軍隊の構成員等の自動車」という。）に対する種別割の税率は、<u>県税条例第61条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>（1）普通自動車</u> ア 乗用車 総排気量が 4.5リットル以下のもの 年額 19,000円 総排気量が 4.5リットルを超えるもの 年額 22,000円 イ トラック 年額 32,000円 <u>（2）小型自動車（二輪自動車を除く。） 年額 7,500円</u> <u>（3）特種用途車 自動車の種類及び大きさに応じ、前各号に定</u></u>

(種別割の徴収の方法)

第 2 条 特例法第 2 条第 4 項から第 6 項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する種別割は、この条例で定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

(種別割の証紙徴収の手続)

第 3 条 前条の自動車に対する種別割の納税義務者は、毎年 4 月中(賦課期日後に種別割の納税義務が発生した者にとっては、当該種別割の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する証紙(別記様式)を知事から購入して、当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済の検印を受けたときに完了するものとする。

第 4 条 [略]

別記様式を別記様式第 1 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号



附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例第 1 条の 2 の規定は、令和 6 年度以後の年度分の種別割について適用する。

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 4 号

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

めるいずれかの額とする。

(種別割の徴収の方法)

第 2 条 合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する種別割は、この条例で定めるところにより普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。

(種別割の普通徴収の手続)

第 3 条 前条の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合の納期は、毎年 5 月 21 日から同月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、賦課期日後に納税義務が発生した種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合の納期は、知事が定める。

3 知事は、特別の事情があると認める場合は、前 2 項に規定する納期と異なる納期を定めることができる。

(種別割の証紙徴収の手続)

第 4 条 第 2 条の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する種別割の納税義務者は、毎年 5 月中(賦課期日後に種別割の納税義務が発生した者にとっては、当該種別割の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する証紙(別記様式第 1 号)を知事から購入して、当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済印(別記様式第 2 号)の検印を受けたときに完了するものとする。

3 新規登録(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 7 条第 1 項に規定する新規登録をいう。以下同じ。)の申請があった合衆国軍隊の構成員等の自動車について地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 177 条の 10 第 1 項の規定により課する種別割を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、県税条例第 62 条の 3 第 3 項の申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後、前項の納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

4 前項の場合において、種別割の納税義務は、申告書又は報告書に納税済印を受けたときに完了するものとする。

第 5 条 [略]

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第25条 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている<u>栄養士</u>（栄養士法（昭和22年法律第 245号）第1条第1項に規定する<u>栄養士</u>をいう。以下同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3） [略]</p> <p>附 則</p> <p>4 施行日から起算して<u>10年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、別表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第25条 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている<u>栄養士又は管理栄養士</u>（栄養士法（昭和22年法律第 245号）第1条に規定する<u>栄養士又は管理栄養士</u>をいう。以下同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3） [略]</p> <p>附 則</p> <p>4 施行日から起算して<u>12年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、別表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第5号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係（第19条－第25条の3）</p> <p>第5章の2～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域内における建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地又は構造に関する制限の附加、法第43条第3項の規定に基づく都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の附加、法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに法第83条の規定に基づく建築審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第5章 都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係</p> <p>（適用区域）</p> <p>第19条 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係（第19条－第25条の3）</p> <p>第5章の2～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域内における建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地又は構造に関する制限の附加、法第43条第3項の規定に基づく都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の附加、法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに法第83条の規定に基づく建築審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第5章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係</p> <p>（適用区域）</p> <p>第19条 この章の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

